



< 宿舎問題 >

第1回期日 3月1日に決定

北海道労働委員会に救済申立を行いました！

2022年12月14日に開催された臨時大会で宿舎問題に関して、北海道労働委員会に救済申立を行うことが議決されました。それを受けて12月23日に、大学に対して、大学側が拒否した2022年9月21日付の基本方針を対象とする団体交渉に応じ、かつ誠実に交渉を行うように命じる救済命令の発出を求める救済申立を、北海道労働委員会へ行いました。

その後、道庁記者クラブで記者会見を行い、宿舎廃止問題に関する当局の不当性を広くアピールしました。



北大宿舎廃止団交打ち切りは「不当」
道労委に救済申立立て
北大教職員組合（山田幸司執行委員長）は23日、北大が教職員向け宿舎の廃止を巡る団体交渉を一方的に打ち切ったことなどが不当労働行為に当たるとして、道労働委員会に救済を申し立て、受理された。
申立書などによると、北大は昨年10月、職員宿舎の使用について国の方針などを理由に「福利厚生（生活支援）目的での使用は行わない」とした上で札幌市内の一部宿舎を2025年3月末で廃止し、残る宿舎の入居条件を外国人研究者などに限定する計画を提示。具体的な根拠や資料を示さないまま、文書で一方的に団体交渉の終了を宣言したなどとしている。廃止されたのは職員ら最大人が影響を受けるとみられる。

救済申立後に道庁記者クラブで記者会見を実施、翌24日の北海道新聞全道版に記事が掲載！

労働組合法は「実質的に誠実な交渉を行わないことも不当労働行為」として禁じている。記者会見で山田委員長は「不利益な内容を押し付け、組合の質問に答えようとしない」とは不誠実だと批判した。
北大は「申し立ての内容を承知しておらずコメントできない」としている。（田口博久）

～救済申立カンパへの協力を呼びかけ～

今回の救済申立にあたっては弁護士等の費用がかかるため、組合は12月14日に臨時大会を開催し、特別会計の設置を議決しました。裁判等に備えて積み立てている救済積立基金から85万円を取り崩して対応します。そこで、今回の救済申立の費用を賄うためのカンパを広く呼びかけています。

特に、宿舎居住で組合未加入の教職員に、カンパへの協力と組合加入を訴えたところ（2023年1月12日付、宿舎問題ビラ第9号）。本申立が決着した後は団体交渉を改めて行うこととなります。数は力であり、宿舎居住者の意見・希望をも団体交渉に反映したいと考えています。宿舎居住で組合に未加入の教職員に組合への結集を訴えていきましょう。

(書記次長・清水池)



ビラ第9号

●宿舎問題救済申立カンパ振込先

ゆうちょ記号-番号 19070-18620161 (支店名 九〇八 番号 1862016) 名義人：北海道大学教職員組合

※カンパ総額が申立費用を超えた場合、組合の救済積立基金に繰り入れさせていただきます。

※救済カンパに送金された方は、確認のため振込人の名前とカンパ金額、振込日を組合メールアドレス(kumiai@hokudai-shokuso.sakura.ne.jp)までお知らせください。

< 山田幸司執行委員長 年頭あいさつ >



組合員の皆さま、新年明けましておめでとうございます。執行委員長の山田幸司です。昨年は組合にとって、問題提起の年だったと思います。病院医員・研修医に対する各種手当の不払いに始まり、代償措置を決めないままのボーナスカット、一方的な職員宿舍の廃止方針決定、不合理なハラスメント・雇い止めなどのさまざまな問題が発覚しました。執行委員会としても、北海道労働委員会に対する3回のあっせんや職員宿舍問題に対する救済申し立てを始め、団体交渉や情報収集などを行って来ました。これ



らの問題に共通するのは、大学当局が都合の悪い情報を隠していることにあります。年末の総長会見で問い合わせたところ、総長にすら伝わっていない問

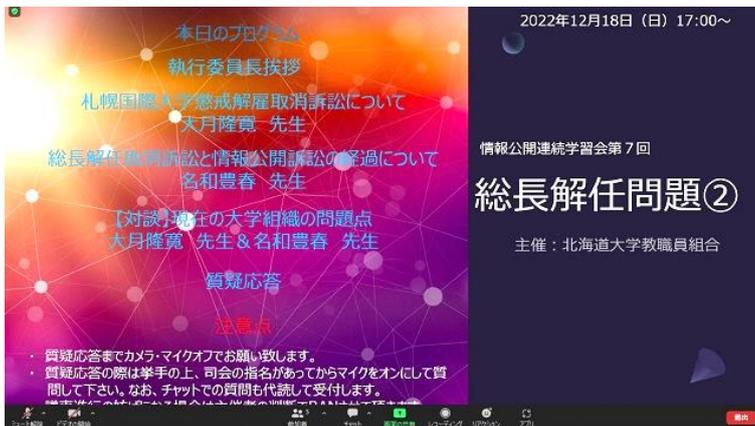
題もありました。18年間も違法行為を見逃したり、雇い止めを決めた後に雇い止めの理由書を作ったり、内部告発を無視したり、公益通報が無かったのにあったと事実と異なる説明をしたりする名前を明かさないう弁護士や、団体交渉に誠実に応じない担当理事など問題の所在も明らかになりつつあります。今年はいよいよ総長解任問題の裁判で証人尋問が行われるなど、大学当局が隠してきた事実が明らかになる年です。適切な情報公開を行っていけば、重大な労働問題も起こりにくくなると思います。そのためには、組合員の皆さまの情報提供とご協力が重要になってくると思います。執行委員会も、よりよい労働環境になるよう努力して参ります。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

< 情報公開連続学習会 > 第7回「総長解任問題」を開催

2022年12月18日(日)午後5時より、情報公開連続学習会第7回「総長解任問題」をオンライン開催しました。2021年11月の第1回に引き続き行われたテーマですが、訴訟で総長のパワーハラスメントに関する公益通報の文書が不存在という従来の説明に反する事実が明らかになったにも関わらず大学当局は説明責任を果たさないで、解任された名和豊春氏本人をお招きし、これまでの訴訟の経過について報告して頂きました。また、昨年11月に懲戒解雇取り

消し訴訟が結審した大月隆寛札幌国際大学教授をお招きし、訴訟の経緯に関してお話を頂きました。お二人のお話は職組のホームページにアップロードしております。

後半のオフレコのお二人の対談部分では、共通の人物が両事件に関わっているなど予定の1時間半を超えて大いに盛り上がりました。今年はいよいよ証人尋問が始まるので、また情報公開連続学習会などを通じて正しい経緯をお伝え致します。(執行委員長・山田)



名和氏

大月氏



映像と資料はこちらからご覧いただけます。

< 寶金総長との会見 >

組合との総長会見が、2022年12月22日16:15より行われました。今回の総長会見では、オンラインでも参加できるハイブリッド開催（対面とオンラインの併用）を再三要望したのですが、実現しませんでした。研究林所属の執行委員は対面開催の会見への参加は難しいため、ぜひ次回にはハイブリッド開催をしてほしいと発言しました。続いて山田委員長から、大学のガバナンス不全によって様々な問題が生じているという認識から、具体的な質問をしました。以下、概要を説明します。

（１）出勤停止の懲戒処分関連

処分のあとで、研究室に鍵をかけたり卒研究生を配属しなかったりする私的制裁（ハラスメントかもしれない）が行なわれており、懲戒の「懲」ばかりが実行に移され、「戒」が機能していないことを指摘しました。

（２）障害者の雇い止め

当事者から総長宛の手紙を総長が読んでいるのかどうかを訊き、雇い止め理由書の作成の経緯の問題点、労働審判で大学の責任が認められた点を説明し、今後の対応について質問しました。総長からは、「この問題についても概要は知っている、ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言を制定しており、本学における障害者の就業についても適切な環境整備をしていきたいと考えている」、との発言がありました。

（３）北大病院の研修医への賞与・住宅手当不払い

18年間もの不払いがあったにもかかわらず、公的な窓口が機能せず、組合への匿名の手紙で違法行為が明らかになりました。この期間には、寶金総長が病院長であった期間も含まれています。大学は2年間だけ遡って払いましたが、それ以前については当事者への通知すらしていません。これらのこと責任を誰も取らないで済ませようとしているようです。4年前に無給医の問題が発覚した際に問題の指摘があった、との情報提供も組合に寄せられています。山田委員長は、第三者委員会での調査を求めました。総長からは、「この問題については特定の教職員の責任に帰すことは難しいので処

分は検討していない」、との発言がありました。

（４）北大病院の敷地内薬局

前回の総長選挙の前にある薬局が選定され、その後、別の薬局が追加選定されました。このこと経緯、および、そこに問題点は無かったのかどうかを質問しました。総長からは、「この件については時間をかけて丁寧に作業してきた、問題は無かったと認識をしております年明け以降にそのことについて公表する予定である」、との説明がありました。

↓<上記のほかに取り上げた点>

（５）病院での規則違反・ハラスメントについて、組合に多く相談が持ち込まれている

（６）外部通報の制度が、教員の研究意欲や起業へのチャレンジを促すように機能していない

（７）名和前総長の解任の裁判について、最近の裁判では以前の報道とは異なる話題が展開している

（８）宿舍問題について、組合は北海道労働委員会に救済申し立てを行なうことを説明

（９）SDGs 8のDecent work for allの精神に沿って、雇止め（10年・5年）をやめてほしい

総長からは、「この件については検討を進めている」という趣旨の発言がありました。

（10）国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いが変更になったとの通知について、本学で軍事研究が行われることになるのではないか、との懸念の件

質問書を手渡ししました。

上記のように、多くの問題点を伝えることができ、一定の回答を得られたことは有意義であったと思います。次回にはハイブリッド開催により、札幌キャンパス以外の組合員の声も総長に届けたいと考えています。

（副執行委員長・安部）

＜Aさんの雇止め労働審判 12月15日＞

雇い止め理由が合理的配慮欠き、不適切内容

Aさんの雇止め撤回を求める労働審判第1回期日が12月15日に札幌地裁で開かれ、北大からの答弁書に記載された雇止め理由に関する事実の有無の確認がなされた上で労働審判委員会（裁判官）から

- ① さまざまな事情を考慮しても合理的期待があったとまでは認められないので地位確認を認めるのは難しい。
- ② ただし、北大側があげている更新拒絶の理由自体は、申立人が主張しているとおりに発達障害における「障害」が現実化したにすぎず、雇い止めの事由として適切でなく、それを理由として雇い止めをしていることは合理的配慮がなされたといえるかどうか疑問である（無期雇用の事案であれば解雇無効になる可能性がある。）。
- ③ したがって、和解解決がのぞましいと考えるが、北大側には金銭解決の意思もないようなので、和解提案はしても無理だと思われる。

との心証が示されました。

そして、地位確認は認めないが、北大が1月分の給与相当額（慰謝料的な意味）を支払って解決すべきであるとする労働審判がなされました。

Aさんはその結論自体には納得はしていません。裁判官を含む労働審判委員会から、雇い止め理由として挙げた内容が合理的配慮欠き、不適切内容であるとの判断が示されたことは、大変有意義なことだと思います。今後は、通常訴訟に移行することになると思います。（書記局・大島）

北大総長解任取消訴訟第8回開かれる 次回3月22日(水)13:30

北大総長解任取消訴訟の第8回が1月16日に開かれ、原告から準備書面（5）サブタイトルー北大の業務執行体制と総長の「非違行為」及び総長選考会議の審理手続の瑕疵ーが提出され、次回までに被告側からの反論が出されます。総勢33名の証人申請も含まれています。



[総長解任関連情報](#)

次回は3月22日(水)13時30分から札幌地裁805法廷、終了後報告会の予定。

【当面する行事など】

詳細は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

- 1/22 道労連評議員会 12:30～16:15 北区民センター
- 1/23 戦争させない総がかり行動 18:00～札幌国際ビル前
- 1/23 執行委員会 18:30～
- 1/26 コロナ後遺症を考える…～その症状と対応について 18:00～オンライン
- 1/31 「新人看護師のパワハラ自死事件」村山裁判判決&報告集会 13:10～
- 2/1 全ての争議の解決をめざすいちの日行動 18:20～JR札幌駅南口広場
- 2/4 道労連「ローカルビッグアクション」 11:30～JR札幌駅南口
- 2/6 執行委員会 18:30～
- 2/8 道公務共闘定期総会
- 2/16 札幌国際大学・大月教授地位保全裁判判決 13:10～
- 2/17 全労連最賃院内学習交流集会
- 2/20 執行委員会 18:30～



[教職員共済大学事業所HP](#)

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう